

2012年度前期民法第3部試験問題

2012年7月30日

松岡 久和

次のⅠⅡの両方の問題に答えなさい。解答の順番は問いません。配点は一応の目安で調整を経て最終得点とします。

I 次の問題文を読んで、各小問につき根拠となる条文を示して答えなさい。

Xは、サラリーマンをやめて新しく個人でコンサルティング事業を起こすことを計画し、2012年6月10日に、百万遍の近くに、7月1日からY所有のマンションの1室を借りて事務所とすることにした。6月20日に、Xは、従来から付き合いのあったZ社との間で、Zの業務内容の見直しに関して分析・提言するという趣旨のコンサルティング契約を締結した。その際、7月20日に、Zの役員Aに東京から来てもらって、Aにこの問題の専門家であるK大学のB教授を紹介すると共に、Zの業務内容の第1回調査報告を行う旨を約した。

ところが、Xが賃借したマンションの部屋の元の住人Cと家主Yの間に争いが生じ、Cがマンションから退去したのはようやく7月15日で、Xがマンションに入居できたのは7月18日になった。この間、XはYとの交渉や引越の手配の変更等で時間をとられて、Z社の業務分析の作業がまったく進まないまま、7月20日を迎えてしまい、AにB教授を紹介しただけに終わった。

問(1) AはXの準備不足に激怒し、XZのコンサルティング契約を即時解除した。さらに同契約にある「債務不履行の場合には違約金として100万円を支払う」という特約条項を根拠に、Zは100万円とAの往復出張旅費(宿泊込みで約10万円)を請求した。契約の解除が認められるとして、Zの損害賠償請求はどう扱われるか(30点)。

問(2) XとZは、「XがZに30万円を支払い、Zはその余の請求を一切しない」と合意した(和解契約)。そこで、Xは、Zに支払った30万円はYが約束の期日にマンションの部屋を引き渡さなかったことによる損害であると主張して、Yに損害賠償を請求した。XY間の賃貸借契約には特約はないとすると、Xの請求はどう扱われるか(30点)。

II 次の4つのうち2つを選んで簡単に説明しなさい。各説明は、どの項目に対する解答かを明示したうえで、10～15行程度を目安として書いて下さい(20点×2)。3つ以上選択した場合には全部無効として採点しませんので、よく考えて選んでから解答して下さい。

- (1) 不完全履行
- (2) 受領遅滞
- (3) 不真正連帯債務
- (4) 相殺の担保的機能

※書込み(マーカー程度は許容)のない六法で判例付でないもののみ参照可能。